

エコリース促進事業費補助金交付要綱（案）

（通則）

第 1 条 エコリース促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のため、リースを活用することにより低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第 3 条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という）に対し、エコリース促進事業費補助金交付事業実施要領（平成 27 年〇月〇日付環政経発第〇〇〇〇号。以下「要領」という）に基づく事業（以下「間接補助事業」という）を実施する者（以下「間接補助事業者」という）が行う、リースによる低炭素機器（要領別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たすもの）の導入に要する経費の一部を助成する事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は別表のとおりとし、補助率は定額とする。

3 第 1 項の補助金を交付する事業（以下「補助事業」という）に係る補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 民間企業

二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

三 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

四 法律により直接設立された法人

五 その他大臣が適当と認める者（国及び地方公共団体は対象としない）

4 補助事業者は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

一 補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。

二 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

三 補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に以下の事項を記載した書類(以下「添付書類」という。)を添えて、大臣に提出しなければならない。

- (1) 申請者の営む主な事業(定款等)
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助事業の経費のうち補助金によって賄わせる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業の効果
- (5) 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) 補助事業の実施体制

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、第4条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な時間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 大臣は、第4条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に

- 関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、第4条第2項の規定を準用する。
 - ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
 - ウ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 四 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第4による遅延等報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
 - 五 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第5による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 六 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
 - 七 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
 - 八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第9条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
 - 九 大臣は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。
 - 十 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金（補助金を財源として間接補助事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を交付するときは、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条および第14条の規定に加え、以下に準ずる条件を付さなければ

ならない。

ア 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 間接補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、補助事業者が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十一 前号により付した条件に基づき補助事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

十二 補助事業者は、第十号により付した条件に基づき、間接補助事業者から間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、大臣に報告し、大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、第4条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面をもって大臣に取り下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第8条 大臣は、第6条第1項五号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第6条第1項三号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が国の会計年度内に完了しなかったときは、翌年度の4月30日までに様式第8による補助事業年度末実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書(第6条第1項三号の規定により準用する場合を含む)の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者が、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由により期限内に提出できない場合には、大臣は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第10条 大臣は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1項三号の規定に基づく承認をした場合には、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第11条 大臣は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、財務省との協議を経て概算払をすることができる。また、補助金の交付を受けた補助事業者は、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 大臣は、第 6 条第 1 項三号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助事業者又は間接補助事業者が法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくはは指示に違反した場合

二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合、又は間接補助事業者が間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業又は間接補助事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者又は間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の返還に係る納付については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。

（間接補助金の交付規程の承認）

第 13 条 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（財産の管理等）

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 10 による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第 11 による取得財産等管理明細表を第 9 条第 1 項に定める報告書に添付して提出するものとする。

3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

る。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省総合環境政策局長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 13 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 5 月 21 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 月 日から適用する。

別 表

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率
エコリース促進事業費	エコリース促進事業に要する経費	定額
業務管理費	労務費、説明会等広報費、会議費(選定委員会)、印刷費、通信費、消耗品費、対象機器型番確認等調査費、システム運営費、事務所維持費、光熱水費、一般管理費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	定額

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

エコリース促進事業費補助金交付申請書

エコリース促進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容 (補助事業実施計画書)
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙 1) 及び四半期別発生予定額 (別紙 2)
7. 同上の金額の算出基礎

(注)

1. 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) 申請者の営む主な事業
 - (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
 - (3) 補助事業の経費のうち補助金によって賄わせる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - (4) 補助事業の効果
 - (5) 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
 - (6) 補助事業の実施体制
2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

1. 補助金所要額調書

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額	備考
エコリース促進事業費					
業務管理費					
合計					

2. 補助事業に要する経費の積算内訳

(単位：円)

補助対象経費の区分	業務内容	所要額
合計		

(別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費 の区分	補助事業に要する経費				
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
エコリース促進事業費					
業務管理費					
合 計					

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 　あて

環境大臣名

エコリース促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請があつたエコリース促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があつたエコリース促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりである。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
5. 補助事業者は、適正化法、同法施行令及びエコリース促進事業費補助金交付要綱（平成 27 年月日環政経発第号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに注意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による交付決定の取消し、第 18 条第 1 項の規定による補助金等の返還命令及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付命令。
- (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則の適用。
- (3) 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額する。
7. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者が実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等
8. 補助事業者は、補助事業完了後、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、別添様式による補助金支出明細書を作成し、補助事業者の事務所に備え付け公開することとし、環境大臣に交付要綱第9条第1項に規定する補助事業実績報告書又は同条第2項に規定する補助事業年度末実績報告書とともに提出しなければならない。また、補助事業者の所管官庁に対しても補助金支出明細書を提出しなければならない。（注②）
- なお、提出された補助金支出明細書は、補助事業者の所管官庁のホームページに掲載されることとなる。（注①）（注③）
9. 補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、概算払を受けた額に相当する額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

（注①）第8項及び別添は、補助事業者が公益法人である場合のみ記載する。

（注②）下線部分は、国が所管しており、かつ、環境省以外の省庁が所管官庁となっている公益法人が補助事業者となっている場合に記載する

（注③）下線部分は、国が所管する公益法人が補助事業者となっている場合に記載する。

別添

補助金支出明細書

1. 補助金の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の公益法人の名称		
4. 交付実績額		千円 (A)
5. 補助金における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
		千円
		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金 額
		千円
		千円
合 計		千円
8. 再補助の割合		% (B/A)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

エコリース促進事業費補助金補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた上記補助金の補助事業を下記のとおり変更したいので、エコリース促進事業費補助金交付要綱第6条第1項三号の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす経費
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）（別紙）
5. 同上の算出基礎

(注)中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費			補助対象経費の額			補助率
	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額	
エコリース促進事業							
業務管理費							
合 計							

(単位：円)

補助金の額		
配分済額	変更額	改配分額

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

エコリース促進事業費補助金補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた上記補助金の補助事業の遅延等の状況について、エコリース促進事業費補助金交付要綱第6条第1項四号の規定に基づき、下記のとおり指示を求めます。

記

1. 遅延の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額
3. 遅延等に対して採った措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

エコリース促進事業費補助金補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた上記補助金の補助事業の実施状況について、エコリース促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項五号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実施状況の概要
2. 補助事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(別紙)

補助事業に要する経費の遂行状況

(単位：円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	遂行状況 (年月日～年月日)
エコリース促進事業費			
業務管理費			
合 計			

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

エコリース促進事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた上記補助金について、エコリース促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項八号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額 (交付要綱第 10 条第 1 項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3. - 2.) | 円 |

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

エコリース促進事業費補助金補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた上記補助金の補助事業について、エコリース促進事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳

① 第 回概算払額

② 第 回概算払額

4. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日

5. 間接補助事業者に対する間接補助金確定額及び確定年月日

6. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日

7. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

(注)

- 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第 14 条の規定に基づき、様式第 11 による取得財産等管理明細表を添付することとする。
- 2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(別紙)

収支明細表

補助対象経費 の区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象経費 の額	補助金の額	補助対象経費 の額	補助金の額	補助対象経費 の額	補助金の額
エコリース促 進事業費						
業務管理費						
合 計						

(単位：円)

決算額			備考
受領	支出	差引	
補助金の受領額… (a)	補助対象経費の実 績額…(b)	精算見込額 …(b) - (a)	

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

エコリース促進事業費補助金補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた上記補助金の補助事業について、エコリース促進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、平成 年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額
4. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日
5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日
6. 補助事業の収支決算
別紙収支明細表のとおり。

(別紙)

収支明細表

補助対象 経費の区 分	交付決定額						交付決定額のうち翌年 度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額			
	補助対象 経費の額	補助金の 額	補助対象 経費の額	補助金の 額	補助対象 経費の額	補助金の 額	補助対象 経費の額	補助金の 額
エコリー ス促進事 業費								
業務管理 費								
合 計								

(単位：円)

繰越額差引後		決算額			備考
		受領	支出	差引	
補助対象 経費の額	補助金の 額	補助金の受領額… (a)	補助対象経費の実 績額…(b)	精算見込額 …(b) - (a)	

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者	住所
氏名	法人にあつては名称 及び代表者の氏名
	印

エコリース促進事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあつた上記補助金について、エコリース促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）（別紙）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(別紙)

請求金額の算出内訳

(単位：円)

補助対象経費の 区分	交付決定額	補助金受領の部	支出の部		今回請求額 …(c)-((a)-(b))
		前回までの受領 額 (年月日～年 月日) …(a)	前回までの支出 実績 …(b)	支出見込額 (年 月日～年月日) …(c)	
エコリース促進 事業費					
業務管理費					
合 計					

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注)
1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 6 条第 1 項十号に定める処分制限額以上の財産とする。
 2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権（産業財産権等）、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
 3. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
 4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

取得財産等管理明細表 (平成 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 6 条第 1 項十号に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権 (産業財産権等)、(ホ)その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
3. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

内部部局長
各地方環境事務所長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 2 条に規定する環境大臣（同法第 26 条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として、今般、別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局長及び所長は、下記に留意し平成 20 年 4 月 1 日以降に申請を受理したもののについては、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

1. 平成 20 年 3 月 31 日において、既に承認申請を受理しているが本日において承認を行っていないものについては、この承認基準に基づき対応して差し支えない。
2. 既に承認を行っているが、納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成 20 年 4 月 1 日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。
3. 補助対象財産の用途を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が既に充足しているものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。
4. 内部部局長及び地方環境事務所長は、特段の事情により必要がある場合には、適宜会計課と協議することとし、適切に対応されたい。
5. 内部部局長及び地方環境事務所長におかれては、関係地方公共団体及び関係団体に対し、本承認基準を周知されるよう図られたい。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定に基づく財産処分(補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。)の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

第2 承認の手続

1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣(適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長(以下「環境大臣等」という。))に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

2. 申請手続の特例(包括承認事項)

次に掲げる財産処分(以下「包括的承認事項」という。)であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったものについては、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)

ア. 経過年数(補助目的のために事業を実施した年数をいう、以下同じ。)が10年以上である施設又は設備(以下「施設等」という。)について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの(以下「市町村合併」という。)

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)

(注3) 地域再生法(平成17年法律第24号)第22条の規定により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ(ア)から(エ)に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、イ(ア)から(ウ)、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けずに当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

イ. 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを

通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3. 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

(1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

(2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

第4 財産処分納付金の額

1. 有償譲渡又は有償貸付

(1) 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア. 財産処分納付金額

(ア) 地方公共団体が行う場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額、以下同じ。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 地方公共団体以外の者の場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は減価償却後額）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用する場合

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ. 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下「残存年数納付金額」という。）を上限額とする。

(2) 残存年数納付金額とする場合

上記(1)以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ただし、財産処分納付金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。

なお、この場合においても、残存年数納付金額を上限とする。

3. 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

別紙様式 1

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣
殿

〇〇地方環境事務所長

補 助 事 業 者 名 印

〇〇施設等施設・設備整備費国庫補助金（* 1）により取得した△△施設
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2
2条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
		造	m ²	m ²	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容					⑯処分予定年月日
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・ →無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

- 1 地方公共団体 (1) → (イ (ア) イ (イ) イ (ウ))
- 2 地方公共団体以外の者 (1) → (イ (ア)、イ (イ)、イ (ウ)、イ (エ)、ウ、エ、オ (ア)、オ (イ))

・ →有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

- 1 地方公共団体 (1) a、(1) b、(1) c、(2)
- 2 地方公共団体以外の者 (1) a、(1) b、(1) c、(2)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

* 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：〇〇施設を□□施設に転用。
〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。
〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。
〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。
〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- (4) 「⑱評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「⑲評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣

殿

〇〇地方環境事務所長

補 助 事 業 者 名 印

〇〇施設等施設整備費国庫補助金（* 1）により取得した△△施設
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2
2条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
	造	m ²	m ²		
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

- ・ 地方公共団体 → (1)ア (1)イ (2)
- ・ 地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

- * 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。